

81 明治17年の女子の医術開業試験受験許可について

三崎 裕子

北里大学一般教育部

内務省の『衛生局年報』「自明治一七年七月至廿年十二月 第四章 医務」には、明治17年8月29日に女子の医術開業試験受験許可を愛媛県に指令したことが記され、その経緯が述べられている。以下本文を挙げる。

「医業ニ関スル庶務ヲ歴挙スレハ明治十七年八月二十九日女医開業試験願許可ノ事ヲ愛媛県ニ指令セラル同県ノ稟議ハ女子ノ入学試験ヲ経テ及第セル者ハ男子ト同シク医学校ニ入ルコトヲ許可スヘキヤ且学科ヲ卒業シテ開業試ヲ請願スル者ハ許可セラル可キ否ヤト曰フニ在リ因テ省議ヲ尽シ女子ト雖相当ノ手續キヲ経テ合格ノ者ハ之ヲ禁スル理由ナキヲ以テ文部卿ト協議セシニ医学校ニ於テ差支エナキトキ入学ヲ許可スルモ苦シカラサルトノ意見ナリ因テ同卿ト連署シテ此指令ヲ発セラレタリ抑々昔時本邦ニ在テ女医ヲ陶冶セラレシコト疾医令(ママ)ニ記載シ又現今外国ニ於テモ之ヲ許可セリ然ルニ教育令第四十二條ニ抛レハ男女教場ヲ異ニストアリテ教授上ノ差支モアリ又其品行ニ関スル掛念モアリ為メニ其可否ヲ決シ難ク当初各地方ノ稟議ニ対シテハ新規ノ開業ハ姑ク之ヲ許サレサリシカトモ明治十四年五月長崎県ヨリ女医許否如何ノ照会アルニ因リ中央衛生会ノ討議ヲ経タリシニ道理上許ル可ラサルノ事由ナシト決議セリ省議亦前述ノ所見ニ抛リ始テ愛媛県ニ許可サルコトナレリ尋テ第二回東京医術開業試験ニ際シ女子ノ受験者五名アリ内一名及第ス是ヲ中興以後女医開業試験ノ初トス」

すなわち、①愛媛県から女子の医学校入学を許可するか否か、さらに修業後に医術開業試験を当該女子が受験可能かどうか、との問い合わせがあった。②女子でも相当の手続きの上に合格した者を禁じる理由はなし、と文部卿と連署してこの指令を発した。③旧来日本で女医を育て上げていた例は「疾医令」(注：疾医令)にみられるが、「教育令」第42条には「男女教場ヲ異ニス」とあり、品行についての問題でこれまでは各地方の稟議書に対し「女医の新規開業は不可」としていた。④しかし明治14年、長崎県から女医の許否についての照会があり、中央衛生会で審議し、「道理上許ル可ラサルノ事由ナシト決議」。これによって愛媛県への許可が下りた。⑤明治17年の第二回東京医術開業試験に際し、女子の受験者5名、合格者1名。この及第者(注：荻野吟子)は中興以降初の女医の及第者である、と述べている。

ここに見える明治17年に愛媛県に存在した医学校と考えられるのが、明治16年に設立が承認された県立医学校である。この学校は従来の医学所が一端廃止された後に松山病院構内に設置された乙種医学校である。乙種医学校は明治15年の文部省通達「医学校通則」に基づき医師の速成教育を目的として設置され、卒業生は医術開業試験に合格しなければ医師の資格を得ることができなかった。従って女子の医術開業試験受験が認められないのであれば、当然医学校への女子の入学も不可とされることとなるため、愛媛県はその是非を内務省に問い合わせたのである。

旧来、女子の医術開業試験受験許可は、荻野吟子が長与専齋らに嘆願したことによるとされてきたが、直接的な受験許可はこの愛媛県の問い合わせによるものであった。また同史料によると、すでに明治14年に長崎県から女医の可否について問い合わせがあり、中央衛生会は「許すべからざる理由はない」と回答していた。この長崎県の問い合わせ内容は、今は明確ではないが、すでに「女医」として活動している者に関わる質問であったと考えられる。昨年、宮下舜一氏は、女子の医術開業試験合格者登録以前に従来開業医として登録された明治女医が60余名存在していたことを明らかにされたが、長崎県の問い合わせはそうした「明治女医」についてであった可能性もあろう。以上のように、この史料は女子の医術開業試験受験許可をめぐるいくつかの事象を明らかにしている。